（仮称）富秋学園整備事業　設計施工者選定
公募型プロポーザル　評価基準

令和５年４月

和泉市

目次

１．評価基準の位置付け..... 1

２．評価方法..... 1

３．評価項目、配点等..... 1

４．技術提案書に記載された技術提案の取扱い..... 2

別表１　実績・体制審査基準

別表２　技術提案審査基準

別表３　提案価格審査基準

１．評価基準の位置付け

本評価基準は、（仮称）富秋学園整備事業　設計施工者選定　公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）「１３．評価の実施及び結果の通知」に記載する和泉市立学校校舎等整備に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）における審査方法のほか、審査にあたっての審査項目、配点等を定めるものです。

２．評価方法

委員会により実績・体制、技術提案、提案価格の３項目を評価します。

（１）実績・体制審査（配点１２点）

参加者及び本業務配置予定技術者等の実績を評価するため、実績・体制審査に係る提案書【様式４－３】を別表１の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を委員会に報告します。

（２）技術提案審査（配点６８点）

参加者の技術提案書の内容をプレゼンテーション・ヒアリングも踏まえ、別表２の基準により委員会の各委員が審査します。

（３）提案価格審査（配点２０点）

提案価格を評価するため、参加者より提出された提案価格見積書【様式７－２】に記載された金額（提案価格）を別表３の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を委員会に報告します。

（４）最優秀提案者及び次点提案者の選定

ア　実績・体制審査、技術提案審査及び提案価格審査の評価点を加えた合計評価点を算定し、参加者の順位を決定します。

イ　順位が１位の参加者を最優秀提案者、２位の参加者を次点提案者とします。

ウ　合計評価点が同じ参加者が２者以上の場合は、技術提案審査の評価点が高い者を上位とし、技術提案審査の評価点も同じ場合は、実績・体制審査のうち、配置技術者の実績の評価点が高い者を上位とし、実績・体制審査の配置技術者の実績評価点も同じ場合は、委員会の判断で決定します。

エ　実績・体制審査、技術提案審査の合計評価点が、満点（８０点）の４割（３２点）を下回った場合は、失格となります。

オ　提案者が１者のみの場合であっても審査を実施し、実績・体制審査、技術提案審査の合計評価点が４割以上の場合は、最優秀提案者として選定の上、本業務契約締結に向けた交渉を行います。

３．審査項目、配点等

各審査の審査項目や求める提案内容、配点については、別表１～３のとおりです。

なお、技術提案審査はそれぞれ各委員の評価点を分類ごとに平均して算出します。平均の算出に

あたっては小数点第２位以下を切り捨てた点数とします。

また、技術提案審査において、各委員は提案された内容を踏まえた上で、審査項目ごとの配点に以下のウエイトを乗じた点数をもって評価を行います。

評価	評価のウエイト
Ａ：非常に優れた提案である	1.0
Ｂ：優れた提案である	0.8
Ｃ：やや優れた提案である	0.6
Ｄ：標準的な提案である	0.4
Ｅ：標準には及ばない提案である	0.2
Ｆ：評価できる記載がない	0

４．技術提案書に記載された技術提案の取扱い

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとします。なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して募集要項「１６．提案書内容不履行の場合の措置」に記載している違約金等を請求する場合があります。